

熊本市女性のキャリアアップ支援事業業務委託基本仕様書

1 業務委託名

熊本市女性のキャリアアップ支援事業業務委託

2 業務の目的

デジタル分野への就職を希望する女性を対象として、デジタル分野で活躍するために必要な専門的知識・デジタルスキルの習得から就職までを一貫して支援することで、女性の安定した就労、所得向上、経済的自立を支援することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

4 事業概要

(1) 履行場所

熊本市内

(2) 対象者

次の要件を満たす女性

ア 熊本市に在住、または通勤通学する女性

イ デジタル分野への就職（転職、再就職）を希望していること

ウ 現在、無職または非正規雇用で就労しており、令和8年度中に就職（転職、再就職含む）が可能であること

エ 就職（転職、再就職含む）に対する意欲が高いこと

オ 基本的なパソコン操作ができること

(3) 対象人数

30人程度。事業内容から最も効果的な人数を提案すること。

(4) 事業構成

事業構成は次のア～キとし、かつ受託者が提出した次のア～エ、カについてのプロポーザルの提案書等に基づき委託者と受託者と協議のうえ実施するものとする。

ア 受講者の募集

(ア) 受講者の募集期間中に、講座の内容や申込方法について、受講を検討している者を対象とした説明会を開催すること。

(イ) 本事業の目的（デジタル分野での就職支援）について申込者との認識のずれが生じないように、募集段階において、デジタル分野で活躍するために必要な専門的知識・デジタルスキルの習得から就職までを支援するという事業目的を明確に説明し、十分に理解を得たうえで受講につなげること。

(ウ) 要件を満たした対象者をより多く獲得するための効果的な募集手法を提案するこ

と。

- (I) 申込者が募集人数を上回った場合、受講者を決定するために選考を行うこと。選考にあたっては、事前に委託者と協議して作成した選考基準を使用すること。

イ 公式LINEの活用

- (ア) 公式 LINE アカウント「クマキャリア！熊本市キャリア相談所」（以下、クマキャリアとする。）を活用し、事業の広報等に使用すること。
- (イ) 公式 LINE の既登録者に対しても、継続的に仕事紹介等の情報提供を行い、行き届いた対応が図られるよう適切に働きかけること。
- (ロ) クマキャリアの運用・保守においては、仕組みの安定的運用を図るため、定期的な保守を行うこと。仕組みの障害の早期発見・予防に努め、仕組みに障害が発生した場合や、脆弱性が発見された場合等には、速やかに対応すること。
- (ハ) クマキャリアの情報セキュリティについては、別紙1「クマキャリア！熊本市キャリア相談所情報セキュリティについて」に記載のとおりとする。
- (ニ) 契約期間満了後は、クマキャリアの権利を委託者に譲渡すること。譲渡にあたっては、必要なアカウントの仕様変更を行うこと。

ウ デジタル分野で活躍するために必要な専門的知識の習得とその実践を可能とするデジタルスキル習得講座の実施

- (ア) マッチングする企業のニーズを把握した、次の内容を含む集合型の講座を実施すること。対面による講座を必ず実施するとともに、オンラインまたはオンデマンド形式のいずれかを併せて受講できるようにすること。
- ・就職に直結するデジタル分野の専門的知識・デジタルスキルを習得できる実践的な講座
- (イ) 実施にあたり、子育て、就労等と両立して受講できるよう、スケジュールに配慮すること。
- (ロ) オンライン（またはオンデマンド）の講座を受講者が自宅で受講する場合に、必要な機器を貸し出すなど、受講者の金銭的負担が生じないようにすること。貸出にかかる経費は、委託費より負担するものとする。
- (ハ) 講座の実施後、最低1ヶ月間は受講者がその内容を再確認できるように録画配信等の対応を行うこと。
- (ニ) 集合型の講座の他に、受講者が自宅等で自主的に学習が進められるよう、e-Learning システムを用いた次の内容等を含む講座を提供し、学習効果の向上を図ること
- ・受講者間のレベルの差を補完・解消するための基礎力向上講座
 - ・就職活動にあたり効果的な知識・技能の習得を目的とした講座
 - ・その他必要と考える講座

エ 就職支援の実施

(ア) 次の内容を含む就職支援を実施し、委託期間中の就職につなげるために、効果的な手法、時期及び回数を提案すること。

- キャリアコンサルティング
- 企業マッチング交流会（企業担当者と希望者の意見交換、交流の場）
- インターンシップ

(イ) 就職までは個別の相談に対応できるよう、受講者との連絡手段を確保すること。

(ロ) 講座と就職支援は並行して実施し、受講期間中から就職活動を開始できる体制とすること。

オ ア〜ウにおける参加者の託児

説明会、対面講座、企業マッチング交流会、インターンシップ等の実施にあたって、託児を行うこと。託児は、保育士又は幼稚園教諭の免許を有する者が行うこと。

カ 参加企業の募集

(ア) マッチングする企業をより多く募集するために、効果的な手法を提案し、企業マッチング交流会やインターンシップ受入れの調整を行うこと。

(イ) 市内事業者とのマッチングを優先的に行うこと。

キ 事業効果の測定・分析等

効果測定に当たり、以下の項目を実施すること。

(ア) KPI の設定

- 修了者数の割合（目標値90%以上）
- 受講者の就職率（目標値50%以上）

(イ) 追跡調査

就職状況を把握するため、委託期間中に追跡調査を実施すること。また、本事業の受講者の就職状況、所得や働き方の変化等の事業効果を本市ホームページ等で広報するためのデータを集計すること。

(ロ) 事業効果の分析

事業を実施する中で収集した企業のニーズや受講者の受講状況などを集計した上で、事業効果の分析を行い、次年度以降の事業の実施に向けて、業務の改善提案を行うこと。

ク 実績報告書の作成

令和9年（2027年）3月15日（月）までに、同日までの現状キの内容を含めた事業全体の実績報告書（暫定版）を提出すること。また、同年3月31日（水）までに、最終版の実績報告書を提出すること。

5 その他留意事項

(1) 事業実施に伴い発生する講師等への謝礼及び会場使用料は、委託費から負担するもの

とする。

(2) 説明会、対面講座、企業マッチング交流会の開催の際は、実施場所に必ず管理運営に携わる主たる担当者又は業務責任者を配置すること。

(3) 広報に関する費用は委託費から負担しない。本市ホームページや公式LINE等を活用するほか、受託者の提案する、費用の発生しない方法で受講者の募集等を行うこととする。

(4) 受託者は、事前の書面による発注者の承諾を得て、本業務の一部を第三者に委託することができる。

ア 受託者は、業務を再委託した第三者に対して受注者と同等の義務を負わせ、これを監督しなければならない。

イ 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条に規定する有料又は第33条に規定する無料職業紹介事業（以下、有料又は無料職業紹介事業という）の許可を条件とする業務を行い、その業務を再委託する場合は、再委託した第三者の有料又は無料職業紹介事業の許可証を委託者へ提出するものとする。

(5) 受託者は業務の実施にあたり、委託者と受託者にて打ち合わせを行い、その都度記録簿を作成し委託者へ提出するものとする。

ア 受託者は、委託者からの指示があったときは、それに従うこと。

イ この業務を遂行する上で知り得た情報は、他に漏らしてはならない。また、個人情報を取り扱う際には、あらかじめ本人に対し利用目的を明示すること。その他、個人情報に関しては、必要事項を記載したファイル簿を作成し、随時更新するなど、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

(6) その他

ア 基本仕様書は業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル後、選定された受託候補者と委託者の協議により決定する。

イ この基本仕様書に定めのない事項については委託者と協議の上、定めるものとする。